

公募型見積合わせの執行について

【城東区役所 総務課】

令和7年6月16日（月曜日）

大阪市城東区長 吉村 悟

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	総務 0706013
(2) 案件名称	第27回参議院議員通常選挙にかかる産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（概算契約）
(3) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(4) 履行期限	【令和7年9月30日（火曜日）】
(5) 履行場所	城東区複合施設
2 日程	
(1) 申込書提出期限	【令和7年6月27日（金曜日）】 【午後5時】
(2) 参加資格審査資料等提出期限	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間及び質問方法（同等品申請を含む）	令和7年6月16日（月曜日）～令和7年6月20日（金曜日）午後5時30分までに記載のメールアドレスに送信すること。 tq0001@city.osaka.lg.jp
(4) 質問に対する回答	質問の回答は、令和7年6月24日（火曜日）に城東区役所ホームページ上の「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
(5) 質問回答掲載場所	https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000655601.html
(6) 契約相手方通知日	原則として、2（1）の申込書提出期限の締切日（くじ等の場合は、当区の定めた日時による）の翌開庁日とし、5 事業担当から電話にて通知する。
(7) 【FAXによる見積書提出の場合】 契約相手方の見積書持参・郵送期限	2（6）の契約相手方通知日の翌開庁日午後5時30分までに必着
3 参加資格	
(1) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に03:産業廃棄物（収集・運搬）061:収集・運搬及び04:産業廃棄物（処分）062:処分で登録していること。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項に規定する次にあげる許可を有すること ① 産業廃棄物収集運搬業の許可当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可（許可項目：廃プラスチック類） ② 産業廃棄物処分業の許可当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可（許可項目：廃プラスチック類） (3) 見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（1）大阪市入札参加有資格者名簿に登録していること。	
4 申込書提出方法等	
(1) 提出書類	【事業請負申込書】
(2) 提出書類の交付場所	【事業請負申込書】については、ホームページにて配布
(3) 提出方法	記入要領に従い作成した事業請負申込書を持参又は郵送若しくはFAXにて提出すること。 2（1）の提出期限内に必着。FAXの場合は送信後に着信を電話にて、5 事業担当に確認すること。

(4) 提出場所	6 事業担当に同じ
5 資格審査資料 ※本案件に参加するには資格審査資料の提出が必要です。	
(1) 提出書類	産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写）
(2) 提出方法	4（3）提出方法に同じ
(3) 提出場所	6 事業担当に同じ
6 事業担当	
城東区役所【総務課】	大阪市城東区中央3－5－45 【(担当：奥村)】 電話【06－6930－9625】 FAX【050-3535-8684】
7 契約条項を示す場所	
城東区役所総務課	大阪市城東区中央3－5－45 城東区役所3階 電話 06-6930-9625
8 その他事項	
(1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第37条第1項又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 決定後、契約締結までに、決定者は大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定）第8条第2項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。 (https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html) (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。	